

公益財団法人東京都農林水産振興財団
生産緑地買取・活用支援事業費補助金

募集要領

公益財団法人東京都農林水産振興財団
令和4年度版

目次 <各見出しにハイパーリンクを設定しています>

1	事業の概要・目的	1
2	事業スキーム	1
3	補助金の概要	2
(1)	補助事業者	2
(2)	対象となる生産緑地等	2
(3)	補助対象事業・補助率等	4
(4)	補助対象期間	5
(5)	補助対象経費	5
4	事業の利用に当たって	5
(1)	意向調査	5
(2)	事前のご相談	6
5	交付申請から補助金交付までの流れ	7
(1)	交付申請	7
(2)	審査	8
(3)	交付決定	8
(4)	事業実施	8
(5)	実績報告	9
(6)	完了検査	9
(7)	補助金の額の確定	10
(8)	補助金の請求及び支払	10
6	補助金交付後の留意事項等	11
(1)	取得財産の管理、財産処分の制限等	11
(2)	関係書類の保存及び検査	11
(3)	実績報告（完了後5年間提出）	12
(4)	補助金の交付決定の取消し、補助金の返還	12
(5)	公園又は緑地として都市計画決定されている土地の場合	12
7	提出書類	13
(1)	交付申請	13
(2)	変更承認申請	14
(3)	補助事業中止（廃止）承認申請	14
(4)	事故報告	14
(5)	遂行状況報告	14
(6)	実績報告	15
(7)	消費税等相当額報告	16
(8)	交付請求	16
(9)	実績報告（事業完了後5年間提出するもの）	16

(10)財産処分承認申請	17
8 様式記入例	18
・ 交付申請書 <買取支援のみ申請。生産緑地のみ対象>	19
・ 実施計画書 <買取支援のみ申請。生産緑地のみ対象>	22
・ 交付申請書 <買取支援・活用支援申請。市街化区域内農地含む>	29
・ 実施計画書 <買取支援・活用支援申請。市街化区域内農地含む>	32
・ 変更承認申請書	41
・ 実施計画書（変更承認申請時）	44
・ 遂行状況報告書	48
・ 実績報告書	49
・ 財産管理台帳	52
・ 交付請求書	53
・ 支払金口座情報登録依頼書	54
・ 実績報告書（実施要領様式）	55
お問い合わせ・申請書等の提出先	59

規程類の表記の例

東京都実施要綱	生産緑地買取・活用支援事業実施要綱（令和2年3月31日付31産労農振第2542号）
東京都採択基準	生産緑地買取・活用支援事業に対する補助事業採択基準（令和3年3月31日付2産労農振第3235号）
実施要綱	公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業実施要綱（令和2年4月1日付2農振財農第52号）
実施要領	公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業実施要領（令和2年7月20日付2農振財農第399号）
交付要綱	公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付要綱（令和2年7月20日付2農振財農第400号）
運用	公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業の運用について（令和2年8月5日付2農振財農第469号）

1 事業の概要・目的

東京都には約3,000ヘクタールの生産緑地があり、このうち約8割が、令和4年に生産緑地指定後30年を迎えます。

指定後30年を経過した生産緑地は、特定生産緑地に指定しない場合には買取り申出を行うことが可能になるため、これまで以上に農地が減少していくことが予想されます。

そこで、東京都では、買取り申出された生産緑地等（※1）を、区市が農的な利用（※2）を目的として購入し整備する際の支援を開始しました。

これにより、都市部にある農地の宅地化を抑制し、多面的機能を有する都市農地を確実に保全していきます。

なお、本事業における補助金交付に関する事務は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）が東京都と出えん契約を結んで実施します。

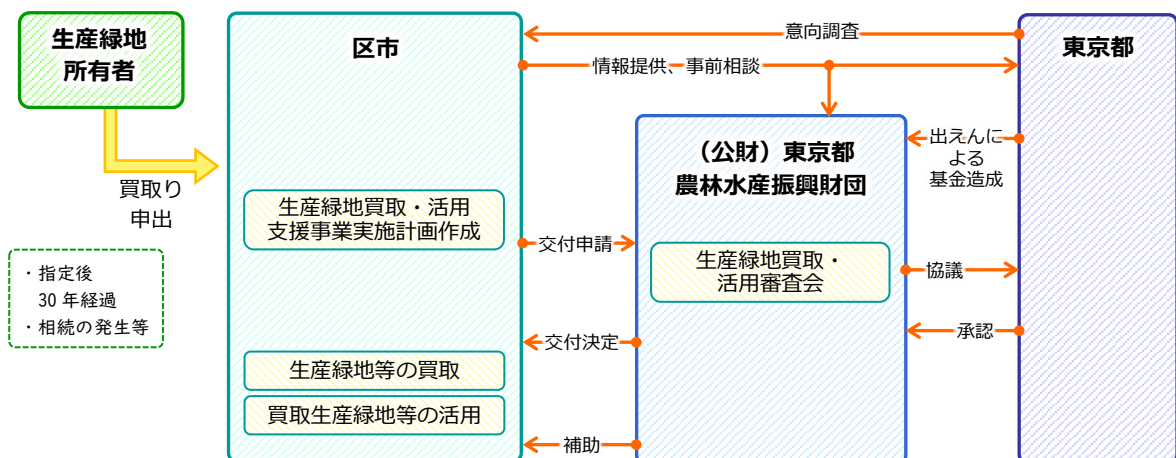
※1 「生産緑地等」

生産緑地及び当該生産緑地と一体的に農的に利用する市街化区域内農地。
詳しくは、2ページ「3 補助金の概要」の「(2) 対象となる生産緑地等」を参照。

※2 「農的な利用」

市民農園、福祉農園、体験農園、セミナー農園、農業研修施設等として利用すること。

2 事業スキーム



3 補助金の概要

(1) 補助事業者

生産緑地地区の指定がある区市

(2) 対象となる生産緑地等

東京都採択基準第3の1に基づき、次の①から③までに掲げる要件に適合する場合に、本事業の「生産緑地等買取」対象の生産緑地等となります。

都市計画決定された公園や緑地であっても、③に適合する場合には対象とすることができます。ただし、公園や緑地としての整備が行われる場合には注意が必要です。詳しくは12ページをご覧ください。

なお、「買取生産緑地等の活用」については、「生産緑地等買取」で区市が買い取った生産緑地等が対象となります。

① 主たる箇所が生産緑地地区に指定されていること。

主たる箇所が生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の規定により、生産緑地地区として指定されていること。

なお、過去に生産緑地地区として指定されており、買取りの申出により自治体の公社等が買い取っている土地も含む。

また、「主たる箇所が生産緑地地区に指定されている」とは、申請面積のうち5割以上を生産緑地が占めており、残りの面積は、その生産緑地と一体的に農的に利用する市街化区域内農地であること。申請面積のうち市街化区域内農地が過半を占めている場合には、生産緑地と同面積までを補助対象とする。

② 農的な利用を目的とした買取であること。

区市が、生産緑地等（生産緑地及び当該生産緑地と一体的に農的に利用する市街化区域内農地。12ページ参照）を農的に利用することを目的に購入する土地であること。

「一体的に農的に利用する」については、生産緑地法第3条の規定による「一団のもの区域」の規定に準じる立地条件のほか、実施要領別記様式1の「生産緑地等取・活用支援事業実施計画書」による区市の農的な利用の内容によって判断する。

③ 生産緑地買取・活用支援事業の交付申請時に、公園又は緑地として都市計画決定されている土地については、以下の各号の土地以外であること。

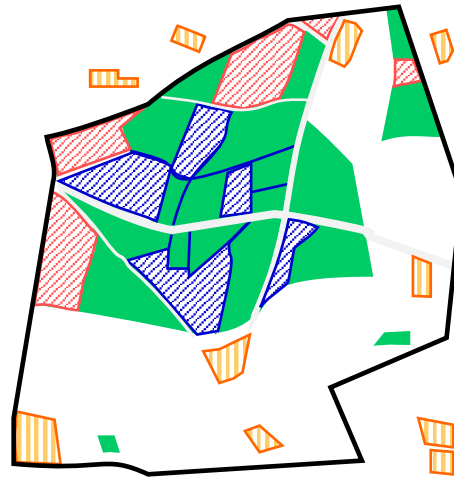
ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2に規定する都市公園の区域

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条に規定する都市計画事業の事業地

ウ 「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」（東京都・特別区・市
町）で定めた新規事業化区域

【都市計画公園・緑地内の例】

-  都市計画決定区域
-  開園区域（③のア）
-  事業促進区域（③のイ）
-  新規事業化区域（③のウ）
-  本事業の対象となる生産緑地



(3) 補助対象事業・補助率等

本事業は、以下の2つの取組に対して補助します。

区分	内容	
① 生産緑地等 買取	取組内容	<p>東京都実施要綱第6に基づき、区市に所在する生産緑地等を、以下の農的に利用することを目的として購入する取組</p> <p>(1) 市民農園 (2) 福祉農園 (3) 体験農園 (4) セミナー農園 (5) 農業研修施設等</p> <p>※ 過去に買取り申出があり、区市の公社（都市開発公社等）が買い取っていた土地を区市が買い取る場合も対象とします。</p>
	補助率	補助対象経費の2分の1以内
	補助上限	1区市あたり補助対象面積1haまで
② 買取生産緑地等の活用	取組内容	<p>「① 生産緑地等買取」で購入した生産緑地等に、以下の都の政策課題の解決に資する施設を整備する取組</p> <p>(1) 高収益型農業を目指す農家の育成施設の整備 東京都農林総合研究センターで開発された東京型統合環境制御生産システム「東京フューチャーアグリシステム」を用いた栽培施設又はこれと同等の栽培施設の整備</p> <p>(2) 農福連携のための福祉農園等の整備 障害者などが社会参画することを目的に農作業を行うための農園の整備</p>
	補助率	補助対象経費の5分の4以内
	補助上限	1区市あたり1億円

(4) 補助対象期間

交付決定日（交付決定通知の記載日付）から、令和7年3月31日まで。

※ 補助事業及び補助事業に対する事業費等の支払がすべて完了していること。

(5) 補助対象経費

補助事業を実施するために最低限必要となる経費のうち、以下の経費を対象とします。

区分	経費の内容
① 生産緑地等 買取	<ul style="list-style-type: none">・ 実施計画で指定した生産緑地等の購入費
② 買取生産緑地 等の活用	<ul style="list-style-type: none">・ ①で購入した生産緑地等における都の政策課題の解決に資する施設整備に要する以下の経費<ul style="list-style-type: none">* 工事費* 機械器具費* 工事雑費
	<ul style="list-style-type: none">・ 実施設計費 買取生産緑地等の活用の実施に当たって必要となる、設計積算等に要する経費
	<ul style="list-style-type: none">・ 基礎調査費 買取生産緑地等の活用の実施に当たって必要となる、基礎調査等に要する経費

4 事業の利用に当たって

(1) 意向調査

毎年度、6月から7月ごろにかけて、生産緑地を保有する区市の都市計画所管部署及び農業所管部署あてに、東京都から意向調査を行います。

指定告示から30年経過後に買取りの申出が予定されている生産緑地等について区市での買取りを検討している場合や、土地開発公社等で先行取得済みの生産緑地等を区

市で買い戻す予定がある場合など、調査翌年度に限らず、予定されている範囲でご回答ください。

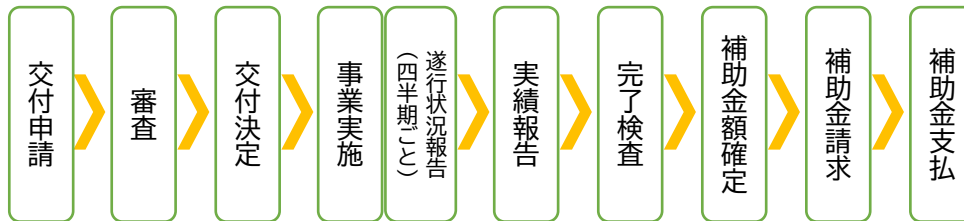
なお、翌年度以降の本事業の参考とするための調査であり、回答に挙げなかったからといって申請ができないわけではありません。予定外の買取り申出があった、また予定よりも早く買取り申出があったなどの場合で、本事業の申請を行おうとするときは、お早めにご相談ください。

(2) 事前のご相談

買取りの申出から一月以内に買取りの通知を行わなければならない、また買取りの申出から三月以内に所有権移転がされないと行為制限が解除されるなど、生産緑地法に基づく手続き期間にはあまり余裕がありません。

特定生産緑地に移行しないなどにより買取り申出が想定される生産緑地等があり、かつ、本事業を利用しての区市による購入をお考えの場合には、対象可否や申請書類の記載内容等、お早めに財団や東京都にご相談ください。

5 交付申請から補助金交付までの流れ



(1) 交付申請

・ 提出書類

提出書類については13ページ、記入例及び作成上の注意は19～28ページ（買取支援のみ申請する場合）及び29～40ページ（買取支援・活用支援ともに申請し、市街化区域内農地をあわせて買い取る場合）のとおり。

（様式は財団HPからダウンロードできます。

<https://www.tokyo-aff.or.jp/site/business/33149.html>

・ 申請方法

郵送又は持参により提出してください。

郵送の場合は、追跡可能な方法をお願いします。

〔提出先〕

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業支援課 経営安定支援係

電話番号：042-528-1357

※ 事業申請期間について

本事業は申請期間を設けておりませんが、令和6年度末（令和7年3月31日）までに補助対象事業を完了（登記及び支払いを完了）する必要があります。買取りの申出や公社等からの買戻しのスケジュールを考慮の上、申請してください。

ただし、交付決定前着手はできないので、交付決定後に事業着手（土地の売買契約締結、農園整備の工事契約締結等）となるように注意してください。

また、事業完了後に(5)から(8)までの手続を経てからの補助金支払となるため、区市の歳入に係る期限に間に合うよう、ご注意ください。

(2) 審査

・ 生産緑地買取・活用審査会による審査

申請書類に基づき、「生産緑地買取・活用審査会」による審査を行います。

審査会は、申請件数等の状況にあわせて、年6回程度開催します。

区市担当の方に審査会へご出席いただき、申請内容についてご説明いただくことがあります。

・ 現地調査

必要に応じて、事業実施予定地等の現地調査を行います。

その場合には、日程等を別途お知らせします。

・ 都への協議

審査等の結果、適当と認められる場合には、財団と東京都とで交付決定に係る協議を行います。

(3) 交付決定

・ (2)の審査等を経て、適当と認められるときは交付決定を行い、交付決定通知書（交付要綱別記様式第2号）により財団から申請区市あてに通知します。

＊ 交付申請額と交付決定額とは異なる場合があります。

＊ 補助金は、原則、基金予算の範囲内での交付となります。

・ 審査等の結果、申請内容が適当と認められないときは、申請区市あてにその旨の通知を行います。

・ 交付決定額は、補助金の上限を示すものです。事業完了後に実績報告の提出を受け、補助金の額を確定します。詳しくは、(5)(6)(7)をご覧ください。

(4) 事業実施

・ 事業の着手

補助対象事業の開始は、交付決定日以降となります。対象の生産緑地等の買取り（又は買戻し）に係る売買契約の締結や、補助対象事業となる契約の締結や物品等の購入は、必ず交付決定日以降に行ってください。交付決定前に契約締結や購入を行った場合には、補助金の対象となりません。

・ 事業の変更等

補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（交付要綱別記様式第3号）を提出し、財団理事長の承認を得てください。

軽微な変更を除き、承認を得ずに内容等の変更が行われたと認められる場合には、その変更を行った事業については補助金の対象外となります。

また、必要な場合には、変更承認申請書の内容について、生産緑地買取・活用審査会による審査を行います。

補助事業者の所在地や代表者（区市長）に変更がある場合には、その旨を任意の様式により理事長あてに届け出てください。

・ 遂行状況報告

交付決定日以降、各四半期の末日時点の事業の遂行状況について、その四半期最終月の翌月15日までに、遂行状況報告書（交付要綱別記様式第7号）を提出してください。

なお、実績報告日を含む四半期については、提出不要です。

(5) 実績報告

事業が完了したら、速やかに、実績報告書（交付要綱別記様式第8号）に必要な書類を添えて提出してください。

・ 提出書類

提出書類については15～16ページ、記入例及び作成上の注意は、49～51ページのとおり。

（様式は財団HPからダウンロードできます。

<https://www.tokyo-aff.or.jp/site/business/33149.html>)

・ 注意

- * 買取支援の場合は、原則として、所有権の移転に係る登記及び区市から土地所有者への支払いの完了をもって事業完了となります。
- * 活用支援の場合は、交付の決定を受けた事業（農園整備等）の実施だけでなく、事業に係る支払いまでの完了をもって事業完了となります。

(6) 完了検査

(5) の実績報告で提出された書類に基づき、必要に応じて、財団職員による現地調査（現場確認、証拠書類の原本照合等）を実施します。

検査日等については、別途、財団職員から連絡します。

(7) 補助金の額の確定

- ・ (5) の実績報告で提出された書類の審査と、(6) の完了検査の結果、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときには交付する補助金の額を確定し、額の確定通知（交付要綱別記様式第11号）により補助事業者あてに通知します。
- ・ 補助金の確定額は、交付決定額の範囲内で、事業に要した経費のうち、補助対象となる経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨て）です。交付決定額を超える額となった場合には、交付決定額が確定額となります。
- ・ 同一の補助事業者が複数の事業について交付決定を受けた場合には、補助事業ごとに補助金の額を確定します。

(8) 補助金の請求及び支払

- ・ (7) 額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（交付要綱別記様式第12号）を提出してください。
- ・ 補助金の支払は、金融機関への振込により行います。補助金交付請求書とあわせて、財団の支払金口座情報登録依頼書をご提出ください。
（ダウンロード先：<https://www.tokyo-aff.or.jp/site/news/33177.html>）

* 令和7年3月31日までの歳入とする必要がある場合には、事業完了や実績報告のタイミングにご留意ください。

6 補助金交付後の留意事項等

(1) 取得財産の管理、財産処分の制限等

本事業で購入した生産緑地等及び整備した施設、取得した備品等の財産については、補助対象事業が完了した後においても、善良な管理者としての注意及び交付目的に従った効率的運営が義務付けられています。

・ 施設等の管理運営

本事業で購入した生産緑地等及び整備した施設等については、事業完了後においても、実施計画に基づいた適切な管理運営をお願いします。

・ 財産台帳の整備

取得した財産については、区市の規程による公有財産に係る台帳等のほか、財産管理台帳（交付要綱別記様式第13号）を備え、また管理規程等を作成し、管理状況を明確にしてください。

財産管理台帳とその関係書類は、処分制限期間を経過するまで整理保管してください。

・ 財産処分の制限

本事業の補助を受けて購入した生産緑地等及び整備した施設は、農的な利用以外の目的に利用してはなりません。

また、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））の経過前に、補助金交付目的外の使用、譲渡、交換、貸付、担保に供してはなりません。ただし、やむを得ない事由による場合には、事前に財産処分承認申請書（交付要綱別記様式第14号）を作成し、財団を経由して都知事の承認を得てください。

なお、取得財産の処分を承認された場合及び取得財産の処分等を行ったことにより収入があった場合には、補助金の全部または一部を納付していただくことがあります。

※ 公園又は緑地として都市計画決定されている土地の場合は、次ページの(5)をご確認ください。

(2) 関係書類の保存及び検査

補助事業に係る関係書類及び帳簿類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

(3) 実績報告（完了後5年間提出）

補助事業に係る実績及び利用状況について、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間、毎年度5月末までに、実施要領別記様式2の実績報告書を2部作成し、財団に報告してください。

また、財団又は都が現地確認を行う場合、これに応じる必要があります。

(4) 補助金の交付決定の取消し、補助金の返還

・ 交付決定の取消し、取消しに基づく返還

以下のいずれかに該当した場合には、補助金額の確定をした後であっても、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。取り消した場合に、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還をしていただきます。

- ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金を他の用途に使用したとき。
- ③ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

・ 財産処分に係る補助金の返還

やむを得ない事由により都知事の承認を経て行った、補助事業による取得財産の処分に係る補助金の返還については、補助金等交付財産の処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）の規定により対応します。

(5) 公園又は緑地として都市計画決定されている土地の場合

東京都採択基準第3の1（3）に適合する、公園や緑地として都市計画決定されている土地を対象として本事業を行った場合には、以下に留意してください。

・ 農的な利用

都市計画事業の妨げとならないように、農的に利用してください。

・ 都市計画事業着手の場合

都市計画事業の施行者が事業に着手した場合には、施行者と十分協議の上、土地を施行者に引き渡すなど、事業への協力を行ってください。

この場合の補助金の返還についても、補助金等交付財産の処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）の規定により対応します。

7 提出書類

様式については、すべてA4（日本産業規格A列4番）の用紙に印刷してください。

(1) 交付申請

名称等	留意事項等
<input type="checkbox"/> 交付申請書（交付要綱別記様式第1号）	
添付書類	
<input type="checkbox"/> 実施計画書（実施要領別記様式1）	
<input type="checkbox"/> 事業対象箇所を記載した地図	A4又はA3で1枚程度
<input type="checkbox"/> 生産緑地と市街化区域内農地との区分けが分かる地図	生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取る場合。 A4又はA3で1枚程度
<input type="checkbox"/> 事業対象地の登記事項証明書（土地）及び地図の証明書（公図）	
<input type="checkbox"/> 事業対象地の写真	
<input type="checkbox"/> 施設等の管理運営規約	管理委託により農的な利用を行う場合には、当該委託契約の仕様書（案）等
<input type="checkbox"/> 生産緑地第10条第1項又は第2項の規定による買取り申出書の写し	
<input type="checkbox"/> 事業対象生産緑地等に係る区市財産価格審議会審議結果通知の写し	審議前の場合は、通知受領し次第提出
<input type="checkbox"/> 事業対象生産緑地地区を含む都市計画図	最新のもの
<input type="checkbox"/> その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既定の計画・プランの資料 ・ 土地開発公社等で先行取得した場合には、当該公社等と土地所有者との土地売買契約書の写し ・ 登記面積と実測値が異なる場合には、求積図等の写し ・ 交付申請額が買取り申出書や財価審通知と異なる場合には、申請額の根拠となる資料
<input type="checkbox"/> 整備内容の詳細がわかるもの	活用支援を申請する場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書の写し（事業者が発行するもの） 	

又は、積算の根拠となる資料等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書、設計案等 ・ 予算書等 	
---	--

(2) 変更承認申請

名称等	留意事項等
<input type="checkbox"/> 変更承認申請書（交付要綱別記様式第3号）	
添付書類	
<input type="checkbox"/> 実施計画書（実施要領別記様式1） ※ 以下の書類は、変更があるものを添付する。	変更部分を二段書きにし、変更前の記載内容は上段にかっこ書きとする。
<input type="checkbox"/> 事業対象箇所を記載した地図	A4又はA3で1枚程度
<input type="checkbox"/> 事業対象地の写真	
<input type="checkbox"/> 施設等の管理運営規約	管理委託により行っている場合には、当該委託契約の仕様書等
<input type="checkbox"/> 事業対象生産緑地に係る区市財産価格審議会審議結果通知の写し	
<input type="checkbox"/> 事業対象生産緑地地区を含む都市計画図	最新のもの
<input type="checkbox"/> 参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書、設計書等 ・ その他、交付決定時から生じた変更に係る資料

(3) 補助事業中止（廃止）承認申請

名称等	留意事項等
<input type="checkbox"/> 補助事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第5号）	

(4) 事故報告

名称等	留意事項等
<input type="checkbox"/> 事故報告書（交付要綱別記様式第6号）	

(5) 遂行状況報告

名称等	留意事項等
<input type="checkbox"/> 遂行状況報告書（交付要綱別記様式第7号）	

(6) 実績報告

各書類については、完了検査時に現地にて原本照合を行うことがあります。

名称等	留意事項等
<input type="checkbox"/> 実績報告書（交付要綱別記様式第8号）	
添付書類	
<input type="checkbox"/> 整備に係る契約関係書類 （以下のうち該当するもの）	
<input type="checkbox"/> 仕様書（写）	契約書・請書に含まれる場合は契約書・請書に含めての提出で可
<input type="checkbox"/> 見積書（写）	
<input type="checkbox"/> 契約書又は請書（写）	
<input type="checkbox"/> 委託完了届（写）	
<input type="checkbox"/> 納品書（写）	
<input type="checkbox"/> 工事完了届（写）	
<input type="checkbox"/> 検査書（写）	
<input type="checkbox"/> 引渡書（写）	
<input type="checkbox"/> 建築・消防等の行政機関の検査証（写）	
<input type="checkbox"/> 事業の履行等がわかる書類	
<input type="checkbox"/> 施工写真	日付が記載された黒板と共に撮影したもの
<input type="checkbox"/> その他整備内容がわかる写真等	
<input type="checkbox"/> 支出に関する書類	
<input type="checkbox"/> 土地売買契約書（写）	甲乙押印済み、締結日記入済みのもの
<input type="checkbox"/> 請求書（写）	日付が入っているもの（内訳を含む）
<input type="checkbox"/> 支出命令書（写）	執行済印等、支出執行日の記載もあるもの
<input type="checkbox"/> 領収書（写）	
<input type="checkbox"/> 財産及び管理に関する書類	
<input type="checkbox"/> 所有権移転登記完了後の土地登記事項証明書（写）	又は、以下の書類により対応 ・ 登記完了証（写） ・ 登記受領証（写）（登記完了を待つと、区市歳入期限内の補助金交付

		ができないなどのやむを得ない場合に限る。また、登記完了し次第速やかに登記事項証明書(写)を提出すること。
<input type="checkbox"/>	財産管理台帳(交付要綱別記様式第13号)	
<input type="checkbox"/>	備品台帳(写)	区市の物品管理又は財産管理に係る規程によるもの(システムで管理している場合には、打ち出したもの)
<input type="checkbox"/>	財産台帳(写)	区市の財産管理に係る規程によるもの(システムで管理している場合には、打ち出したもの)
<input type="checkbox"/>	施設等の管理運営規約	

(7) 消費税等相当額報告

名称等	留意事項等
<input type="checkbox"/> 消費税等相当額報告書(交付要綱別記様式第9号)	

(8) 交付請求

名称等	留意事項等
<input type="checkbox"/> 交付請求書(交付要綱別記様式第12号)	「支払金口座情報登録依頼書」と同じ電話番号を記入
<input type="checkbox"/> 支払金口座情報登録依頼書(財団様式)	財団に提出済みの場合は不要

(9) 実績報告(事業完了後5年間提出するもの)

名称等	留意事項等
<input type="checkbox"/> 実績報告書(実施要領別記様式2)	
添付書類	
<input type="checkbox"/> 利用実績の根拠となる資料等 (以下はその例)	
<input type="checkbox"/> 整備状況の写真等	・買取支援のみを申請した場合の、農的な利用を行

		うための整備に係るもの ・活用支援の対象外で行った整備に係るもの
<input type="checkbox"/>	施設等の管理運営規約	事業完了時に未策定の場合には、策定し次第提出
<input type="checkbox"/>	区市のWEBサイト、広報等	実績に係る記載があるページ等

(10) 財産処分承認申請

	名称等	留意事項等
<input type="checkbox"/>	財産処分承認申請書（交付要綱別記様式第14号）	

8 様式記入例

補助事業の区分は、以下のように略しています。

- 「買取支援」…生産緑地の買取
- 「活用支援」…買取生産緑地等の活用

<記入例一覧>

p.19 交付申請書（交付要綱別記様式第1号）	}	※ 買取支援のみ申請
p.22 実施計画書（実施要領別記様式1）		※ 対象は生産緑地のみ
p.29 交付申請書（交付要綱別記様式第1号）	}	※ 買取支援・活用支援を同時に申請
p.32 実施計画書（実施要領別記様式1）		※ 市街化区域内農地をあわせて買取り
p.41 変更承認申請書（交付要綱別記様式第3号）		
p.44 実施計画書（実施要領別記様式1）		※変更承認申請時
p.48 遂行状況報告書（交付要綱別記様式第7号）		
p.49 実績報告書（交付要綱別記様式第8号）		
p.52 財産管理台帳（交付要綱別記様式第13号）		
p.53 補助金交付請求書（交付要綱別記様式第12号）		
p.54 支払金口座情報登録依頼書（財団様式）		
p.55 実績報告書（実施要領別記様式2）		

[記入例：交付申請書（交付要綱別記様式第1号） ※買取支援のみ申請。生産緑地のみ対象]

別記様式第1号（第3関係）

以下の設定の記入例です。

区市でご作成の際は、実情に応じた日付・年度にしてください。

- ・ 申請区分：買取支援のみ
- ・ 買取対象：生産緑地のみ
- ・ 買取り申出：平成31年2月
- ・ 土地開発公社による先行取得：あり
令和4年度に公社から買戻し予定

40000第00号

令和4年11月00日

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長 ○○ ○○ 殿

○○市長

○○ ○○

公印

令和4年度公益財団法人東京都農林水産振興財団
生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付申請書

令和4年度において、下記のとおり事業を実施したいので、公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付要綱第3の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

買取支援のみの申請で、かつ、年度をまたがない場合は、申請年度のみで記入してください。

【記入例：交付申請書（交付要綱別記様式第1号） ※買取支援のみ申請。生産緑地のみ対象】

1 事業の目的

所有者死亡により、平成31年2月〇日付で市に対して買い取り申し出があり、同年4月〇日に北多摩市土地開発公社にて先行取得した生産緑地について、令和4年度中に土地開発公社からの買い取りを行う。

買い取った当該生産緑地については、主に小中学生を対象とした農業を体験できる場として「学童農園」として整備し、農業だけでなく環境に係る学習の場ともするなど、農地が持つ多面的機能をより発揮させるための農地活用を目指す。

買取支援のみを申請する場合でも、どのように「農的に利用」していくかを含めて記入してください。

補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨ててください。
(交付要綱第2第3項)

2 事業計画

事業内容	事業量	総事業費	補助対象経費 (A+B+C)	経費内訳			備考
				財団 補助金(A)	区市費 (B)	その他 (C)	
生産緑地 等買取 ^注	m ² 1,340	円 660,247,500	円 660,247,500	円 330,123,000	円 330,124,500	円 0	
小 計		660,247,500	660,247,500	330,123,000	330,124,500	0	
買取生産 緑地等の 活用							
小 計		0	0	0	0	0	
合 計		660,247,500	660,247,500	330,123,000	330,124,500	0	

1区市当たりの買取面積上限は1ha(10,000m²)です。
複数件申請する場合には、面積合計に注意してください。

(注) 生産緑地を主たる箇所として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取る場合には、生産緑地分の面積及び割合(%)を下段にかっこ書きすること。

生産緑地のみを買い取りを行う場合には、生産緑地面積及び割合のかっこ書きは不要です。

3 補助金交付申請額

金 330,123,000 円

「2 事業計画」の「財団補助金(A)」の合計額と一致させてください。

[△記入例一覧に戻る](#)

[△目次に戻る](#)

4 収支予算書

(1) 収入の部

「2 事業計画」の
合計欄と合わせてください。

区分	予算額	変更後予算額	比較増減額		備考
			増	減	
財団補助金	円 330,123,000	円	円	円	
区市費	330,124,500				
その他	0				
計	660,247,500				

(2) 支出の部

「2 事業計画」の区分小計と合わせてください。

区分	予算額 ^注	変更後予算額 ^注	比較増減額 ^注		備考
			増	減	
生産緑地等買取	円 660,247,500	円	円	円	
買取生産緑地等の活用	0				
計	660,247,500				

(注) 交付申請時には「予算額」に記載し、変更承認申請時には「予算額」「変更後予算額」欄及び「比較増減額」欄に記載すること。

5 事業完了（予定）年月日
令和5年2月28日

今回申請する内容（買取支援や活用支援）が完了する年月日です。
買取支援の場合には、所有権移転と支払完了をもって、事業完了となります。
区市の歳入期限も考慮し、余裕をもった年月日を設定してください。

なお、「生産緑地買取・活用支援事業」は
令和2年度から令和6年度までの5箇年事業のため、
令和6年度末（令和7年3月31日）までに完了する必要があります。

6 添付書類

- (1) 「生産緑地等買取・活用支援事業実施計画書」（実施要領別記様式1）
- (2) 整備内容の詳細（実施設計書、見積書など）
- (3) その他関係書類

〔記入例：実施計画書（実施要領別記様式1） ※買取支援のみ申請。生産緑地のみ対象〕

別記様式1（第4関係）

以下の設定の記入例です。

区市でご作成の際は、実情に応じた日付・年度にしてください。

- ・ 申請区分：買取支援のみ
- ・ 買取対象：生産緑地のみ
- ・ 買取り申出：平成31年2月
- ・ 土地開発公社による先行取得：あり
令和4年度に公社から買戻し予定

生産緑地買取・活用支援事業実施計画書

策定年度 令和4年度

区市名 北多摩市

地域等名 農のみどり 富士見西地区

令和4年11月

※ 地域等名は、1で記載する「地域等の名称」を記入してください。

[△記入例一覧に戻る](#)

[△目次に戻る](#)

【記入例：実施計画書（実施要領別記様式1） ※買取支援のみ申請。生産緑地のみ対象】

1 事業を実施する地域等（買取予定の生産緑地及び当該生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地（以下「生産緑地等」という。）を含む。）の概況

地域等の名称 (町名等)	農のみどり 富士見西地区	位置 (地番等)	東京都北多摩市富士見8丁目 南西部分 (代表地番:北多摩市富士見〇〇)
-----------------	--------------	-------------	---

この記入例では、既定の計画・プラン等で設定されている地域等の名称を活用しています。（下の「地域等の概要」、2(2)「買取予定の生産緑地に関する既定の計画等」など参照）

既定の計画・プラン等で名称のない地域等の場合は、〇〇ページの実施計画書記入例（買取支援・活用支援ともに行う場合）を参考にしてください。

地域等の面積	約240,800㎡	農地面積 (うち生産緑地面積)	約9,600㎡ (約7,500㎡)
--------	-----------	--------------------	-------------------

本事業により買い取る生産緑地だけでなく、事業を実施する地域等の区域内の生産緑地の合計面積を記入してください。

地域等の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「北多摩市みどりの基本計画2020」において、農地を保全する地区を「農のみどり」として〇地区設定している。そのうち、市内富士見8丁目南西の農地及び生産緑地がまとまっているエリアを「農のみどり 富士見西地区」としている。 同地区内の市立小学校及び中学校において、校外学習やボランティア活動で、地区内の農地（今回の買取対象地を含む。）を活用している。

2 買取予定の生産緑地等の概況

(1) 利用状況

買取予定の生産緑地の利用状況
<ul style="list-style-type: none"> 土地開発公社で平成31年4月に先行取得済み。 現在は、近隣小中学校の校外学習の実施場所として、JAに管理運営を委託している（特命随意契約による単年度委託契約）。

(2) 買取予定の生産緑地に関連する既定の計画等

都市計画等
<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区（富士見地区 生産緑地No. XXX（平成4年11月〇日都市計画告示）） 第一種低層住宅専用地域
東京都採択基準の第3 1（3）に該当する場合は、番号や名称等、当該公園又は緑地に関する記載も加えてください。
緑の基本計画
<ul style="list-style-type: none"> 北多摩市みどりの基本計画2020（令和2年7月改定） 農地を保全すべき緑地と位置付け、農地のまとまったエリアを「農のみどり」地区として〇箇所指定している。このうち、「農のみどり 富士見西地区」に買取予定の生産緑地が含まれる。
農業振興計画等
<ul style="list-style-type: none"> 第〇次北多摩市農業振興計画（令和3年3月改定） 個別の生産緑地や地区等に係る計画はないが、市内の生産緑地については、買取りの推進や市民農園等としての活用により保全していくこととしている。
その他 買取予定の生産緑地等を含む地域等に係る行政計画等
<ul style="list-style-type: none"> 富士見小学校学校経営計画（令和4年度） * 買取対象地を生徒の農業体験・食育学習の場として記載している。 * 収穫した農産物は、富士見小学校（自校給食方式）の給食で提供する。
農業や都市計画の部署で作成しているものに限定せず関連するものを記載していただいて結構です。

3 生産緑地制度に係る区市の方針等

(1) 生産緑地の保全に対する目標、基本方針（区市が策定している農業振興計画等との関連性）

北多摩市は、都市化の進行により年々農地が減少しており、令和4年10月1日現在の農地面積は約115haとなっている。そのうち約102haが生産緑地に指定されており、平成4年・5年指定告示分計約90haの約96%である約86.5haについて、特定生産緑地指定意向申請がされている。

第〇次北多摩市農業振興計画（令和3年3月改定）において、「生産緑地の積極的な保全」を基本方針に掲げ、特定生産緑地への移行や都市農地貸借円滑化法等による貸借を進めているほか、買取り申出された生産緑地については、市で買い取り、農業公園や市民農園等としての活用を検討することを目標としている。

また、「農のある暮らしの推進」を進めるため、ライフスタイルに応じた農業体験機会の創出や災害時の避難場所の提供など、都市農地の持つ多面的機能を発揮するための具体的方策として、農業体験農園の整備を挙げている。

(2) その他関連のある事項

・ 北多摩市第〇次長期総合計画

＊ 都市農地を、「やすらぎを創出する」場として位置付けている。

＊ 「都市と農業の共生」の項目にて、都市農地保全の推進を掲げている。

4 買取予定の生産緑地等に関する事業の内容

(1) 事業概要

① 生産緑地等の買取り

買取予定の生産緑地は、「農のみどり 富士見西地区」内の南西に位置している。本地区は、地域の田園風景を保全し、都市農地の営農継続を図ることとしている。所有者死亡により、平成31年2月〇日付で市に対して買い取り申し出があり、同年4月〇日に北多摩市土地開発公社により先行取得した（公社での保有期間は5年間まで）。当該生産緑地について、土地開発公社からの買取りを行う。

農的に利用することが条件となるため、「生産緑地の買取」のみの申請の場合でも、どのように利用するかを記入してください。

② 農的な利用の内容

当市は、買い取った当該生産緑地を、主に小中学生を対象とした農業を体験できる場として「学童農園」として整備し、農業だけでなく環境に係る学習の場ともするなど、農地が持つ多面的機能をより発揮させるための農地活用を目指すこととする。

現在は、近隣の市立小中学校の校外学習の実施場所として暫定的に活用しており、生徒及び保護者からの評判も良く（別紙アンケート参照）、学校及び市としても継続して活動を行っていきたいと考えており、同様の体験を行うことが可能な学童農園として、さらに利便性や安全性を高めるための整備を行う。

また、今後は、市内他地域の小中学校や高校、幼稚園や保育園、学童保育所、市内子ども会による利用も進めていく。

③ 生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地が含まれる場合、その必要性

（※ 生産緑地のみを買い取る場合は記載不要）

この記載例のケースは生産緑地のみを買い取るため、③には記載しません。

(2) 事業計画

① 全体計画（買取から農的利用の開始までの計画を記載）

実施時期 (予定)	実施予定内容	補助金 申請の有無
令和4年度	対象生産緑地の買取り	有
令和5年度	学童農園整備に係る実施設計、基礎調査等	無
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童農園管理棟等の工事 ・ 農園名称公募 ・ 令和7年度農園管理運営委託契約手続 	無

○で囲んだり、該当する方だけを残すなどして、それぞれ補助対象事業かどうかがわかるようにしてください。

② 事業区分ごとの計画

ア 生産緑地等買取

(ア) 買取目標

土地開発公社により平成31年に先行取得済みの生産緑地1,340㎡の買取り

(イ) 事業実施期間

令和4年 交付決定日後 から 令和5年2月28日 まで

(ウ) 買取計画

買取時期 (予定)	土地の地番	面積 (㎡)	買取価格 (千円)
令和4年 11月～ 令和5年 2月	東京都北多摩市富士見◇◇	1,340	660,247.5
計		1,340	660,247.5

(エ) 農的な利用の計画

(※ 「買取生産緑地等の活用」の対象となるものを除く。)

a 利用計画及び目標

(※ 市民農園、体験農園等、どのように農的な利用を行うかを記載する)

・ 学童農園としての利用

小中学校の児童や生徒が農業を体験できる学童農園として整備し、農業だ

けでなく環境に係る学習の場ともするなど、農地が持つ多面的機能をより発揮させるための活用を行う。

近隣の市立小中学校の校外学習の実施場所としてのほか、市内他地域の小中学校や高校、幼稚園や保育園、学童保育所、市内子ども会による利用を進める。

管理運営は委託契約により行い、委託先はJAや農業に関するNPO法人等を想定している。

（参照：令和5年度予算要求資料（別紙））

b 整備期間

令和4年度 から 令和6年度 まで

イ 買取生産緑地等の活用

(ア) 活用目標

(イ) 事業実施期間

着工（予定）：令和 年 月 日

完了（予定）：令和 年 月 日

買取支援のみ申請の場合、イ(ア)～(イ)への記載は不要です。
「5 事業費」の項目に進んでください。

(ウ) 活用計画

年月	整備内容	設置場所	管理者	備考

(エ) 整備後の利用計画（月別）

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

5 事業費

(費用単位：千円)

事業内容	事業量	総事業費	補助対象 経 費	補助金			備考
				財団 補助金	区市費	その他	
生産緑地 等買取※	m ² 1,340	660,247.5	660,247.5	330,123	330,124.5	0	
買取生産 緑地等の 活用							
計		660,247.5	660,247.5	330,123	330,124.5	0	

※ 生産緑地等買取について、生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取る場合には、生産緑地分の面積を下段にかっこ書きすること。

6 添付書類

- (1) 生産緑地等買取及び買取生産緑地等の活用の対象箇所を記載した地図（A4又はA3で1枚程度）
- (2) 生産緑地と市街化区域内農地との区分けが分かる地図（生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取る場合。A4又はA3で1枚程度）
- (3) 事業対象地の登記事項証明書（土地）及び地図の証明書（公図）
- (4) 事業対象地の写真
- (5) 施設等の管理運営規約
- (6) 生産緑地法第10条第1項又は第2項の規定に基づく買取り申出書の写し
- (7) 本件対象生産緑地等に係る区市財産価格審議会審議結果通知の写し
- (8) 本件対象生産緑地地区を含む都市計画図（最新のもの）
- (9) その他関係書類

区市財産価格審議会の結果通知など、
交付申請時点で提出できない書類がある場合には、
あらかじめその旨をお伝えください。
また、用意でき次第、財団へ提出してください。

[記入例：交付申請書（交付要綱別記様式第1号） ※買取支援及び活用支援申請。市街化区域内農地含む]

別記様式第1号（第3関係）

以下の設定の記入例です。

区市でご作成の際は、実情に応じた日付・年度にしてください。

- ・ 申請区分：買取支援及び活用支援（農福連携福祉農園）
 - ・ 買取対象：生産緑地及び当該生産緑地と一体的に農的に利用する市街化区域内農地
 - ・ 買取り申出：令和5年3月
 - ・ 土地開発公社による先行取得：なし（市による直接の買取り）
- ※ 市が買い取る方向で所有者と調整を重ねており、
買取り申出から3か月後に制限解除がされても、他へ売り渡さない予定

5〇〇〇〇第〇〇号

令和5年4月〇〇日

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長

〇〇 〇〇

公
印

申請を行う年度を記入してください。

令和5年度公益財団法人東京都農林水産振興財団
生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付申請書

令和5年度から令和6年度までにおいて、下記のとおり事業を実施したいので、公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付要綱第3の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

複数年度にまたがる申請を行う場合には、開始年度から終了年度までを記入してください。

この場合、補助金の交付は、この申請書に記載した事業がすべて完了した後になります。年度をまたいだ歳入が可能かどうか、会計担当部署にご確認ください。

買取支援と活用支援とのどちらも申請する場合で、買取支援の対象事業完了（所有権移転登記完了）後に買取支援に係る補助金の交付を受けたいときの手続方法は、財団ホームページ掲載のQ&Aをご覧ください。

[△記入例一覧に戻る](#)

[△目次に戻る](#)

【記入例：交付申請書（交付要綱別記様式第1号） ※買取支援及び活用支援申請。市街化区域内農地含む】

1 事業の目的

指定後30年経過を事由として、令和5年3月〇日付けで買い取り申出があった生産緑地及び当該生産緑地を主たる箇所として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を買い取り、農福連携のための福祉農園として整備する。当該福祉農園については、市内福祉作業所等が農作業を受託することにより、就労・活動の場として、また、その後の就農を見込んだ育成の場として活用する。

どのように「農的に利用」していくかも含めてください。

(注) のとおり、申請対象の生産緑地を主たる箇所として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取る場合には、事業量に総面積を記入し、その下にかっこ書きで生産緑地面積及び割合(%)を記入してください。

千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨ててください。(交付要綱第2第3項)

2 事業計画

事業内容	事業量	総事業費	補助対象経費 (A+B+C)	経費内訳			備考
				財団 補助金(A)	区市費 (B)	その他 (C)	
生産緑地 等買取 ^注	m ² 3,350 (2,250 67.2%)	円 671,000,000	円 671,000,000	円 335,500,000	円 335,500,000	円 0	
小計		671,000,000	671,000,000	335,500,000	335,500,000	0	
買取生産 緑地等の 活用	農福連携 のための 福祉農園 の整備	55,000,000	55,000,000	44,000,000	11,000,000	0	
小計		55,000,000	55,000,000	44,000,000	11,000,000	0	
合計		726,000,000	726,000,000	379,500,000	346,500,000	0	

(注) 生産緑地を主たる箇所として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取る場合には、生産緑地分の面積及び割合(%)を下段にかっこ書きすること。

活用支援の補助金額は、「補助対象経費の4/5以内」かつ「1区市当たり上限1億円」です。

3 補助金交付申請額 金 379,500,000 円

「2 事業計画」の「財団補助金(A)」の合計額と一致させてください。

4 収支予算書

(1) 収入の部

「2 事業計画」の
合計欄と合わせてください。

区分	予算額	変更後予算額	比較増減額		備考
			増	減	
財団補助金	円 379,500,000	円	円	円	
区市費	346,500,000				
その他	0				
計	726,000,000				

(2) 支出の部

「2 事業計画」の
各区分小計と合わせてください。

区分	予算額	変更後予算額	比較増減額		備考
			増	減	
生産緑地等買取	円 671,000,000	円	円	円	
買取生産緑地等の活用	55,000,000				
計	726,000,000				

(注) 交付申請時には「予算額」に記載し、変更承認申請時には「予算額」「変更後予算額」欄及び「比較増減額」欄に記載すること。

5 事業完了（予定）年月日

令和7年3月14日

買取支援のあとに活用支援を行うため、活用支援の対象事業に係る支払の完了をもって、事業完了となります。補助金収入に係る区市歳入期限も考慮し、余裕をもった事業完了（予定）年月日を設定してください。
また、「生産緑地買取・活用支援事業」は令和2年度から令和6年度までの5箇年事業のため、令和6年度末（令和7年3月31日）までに完了する必要があります。

6 添付書類

- (1) 「生産緑地買取・活用支援事業実施計画書」（実施要領別記様式1）
- (2) 整備内容の詳細（実施設計書、見積書など）
- (3) その他関係書類

別記様式1（第4関係）

以下の設定の記入例です。

区市でご作成の際は、実情に応じた日付・年度にしてください。

- ・ 申請区分：買取支援及び活用支援（農福連携福祉農園）
- ・ 買取対象：生産緑地及び当該生産緑地と一体的に農的に利用する市街化区域内農地
- ・ 買取り申出：令和5年3月
- ・ 土地開発公社による先行取得：なし（市による直接の買取り）

※ 市が買い取る方向で所有者と調整を重ねており、
買取り申出から3か月後に制限解除がされても、他へ売り渡さない予定

生産緑地買取・活用支援事業実施計画書

策定年度 令和5年度

区市名 北多摩市

地域等名 東町三丁目南

令和5年 4月

※ 地域等名は、1で記載する「地域等の名称」を記入してください。

1 事業を実施する地域等（買取予定の生産緑地及び当該生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地（以下「生産緑地等」という。）を含む。）の概況

地域等の名称 (町名等)	東町三丁目南	位置 (地番等)	東京都北多摩市東町3丁目南 部（東京都〇〇事務所東側） (代表地番:北多摩市東町〇〇 -1)
-----------------	--------	-------------	---

この記入例は、既定の計画・プラン等で地域（地区、エリア）の設定がない箇所の生産緑地等の買い取りにあたって、申請市で本事業用に地域等を設定したケースです。

実施計画書の「地域等」は、本事業にのみ用いるもので、区市での公表等は不要です。既定の計画・プラン等に設定されていない場合や、設定されているものとは異なる範囲で区切りたい場合などには、町丁単位や、道路で囲まれた部分等を用いるなどしてください。

既定の計画・プラン等で設定されている地域等の名称を使う場合は、〇ページの実施計画書記入例（買取支援のみ申請する場合）を参考にしてください。

地域等の面積	約10,685㎡	農地面積 (うち生産緑地面積)	約3,350㎡ (2,250㎡)
--------	----------	--------------------	------------------

生産緑地と一体的に農的に利用する市街化区域内農地をあわせて買い取る場合に、その市街化区域内農地の面積は「(うち生産緑地面積)」には含めません。

地域等の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 北多摩駅南口から徒歩〇分程度、東京都〇〇事務所の東側、住宅地の中に位置する。 ・ 東京都〇〇事務所の南側、対象生産緑地の南西には〇〇福祉作業所（就労継続B型、就労移行）があり、併設のカフェで提供するパンや菓子等の製造を行っている。 	

2 買取予定の生産緑地等の概況

(1) 利用状況

買取予定の生産緑地等の利用状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和5年3月まで</u>、所有者による営農が行われていた。生産した農産物の一部は、〇〇福祉作業所に提供し、作業所併設のベーカリー・カフェのメニューに使用されていた。 ・ 令和4年11月〇日に指定後30年経過となったが、特定生産緑地の指定を行わず、令和5年3月〇日付けで買取り申出が行われた。 	

(2) 買取予定の生産緑地に関連する既定の計画等

都市計画等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産緑地地区（東町地区 生産緑地No. XXX（平成4年11月〇日都市計画告示）） ・ 第一種中高層住宅専用地域 	<p>東京都採択基準の第3 1（3）に該当する場合は、番号や名称等、当該公園又は緑地に関する記載も加えてください。</p>
緑の基本計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 北多摩市みどりの基本計画2020（令和2年7月改定） 生産緑地を含む農地を保全すべき緑地と位置付けている。 また、農地保全策のひとつとして、農福連携の導入を検討していくこととしている。 	
農業振興計画等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第〇次北多摩市農業振興計画（令和3年3月改定） 「生産緑地の積極的な保全」を基本方針に掲げ、特定生産緑地への移行や都市農地貸借円滑化法等による貸借を進めているほか、買取り申出された生産緑地については、市で買い取り、農業公園や市民農園等としての活用を検討することを目標としている。 	
その他 買取予定の生産緑地を含む地域等に係る行政計画等	
<p>特になし</p>	

3 生産緑地制度に係る区市の方針等

(1) 生産緑地の保全に対する目標、基本方針（区市が策定している農業振興計画等との関連性）

北多摩市は、都市化の進行により、年々農地が減少しており、令和5年3月31日現在の農地面積は約113.5haとなっている。うち約25haが生産緑地（平成5年に指定告示を行い、特定生産緑地指定申請済みの生産緑地を含む。）、約60haが特定生産緑地（令和4年11月〇日指定）に指定されている。

第〇次北多摩市農業振興計画（令和3年3月改定）において、「生産緑地の積極的な保全」を基本方針に掲げ、特定生産緑地への移行や都市農地貸借円滑化法等による貸借を進めているほか、買取り申出された生産緑地については、市で買い取り、農業公園や市民農園等としての活用を検討することを目標としている。

また、北多摩市みどりの基本計画2020（令和2年7月改定）において、生産緑地を含む農地を保全すべき緑地と位置付けている。まとまった農地のあるエリアを「農のみどり ○〇地区」と位置付け、特に農地を保全すべき地区としている。

(2) その他関連のある事項

- ・ 北多摩市第〇次長期総合計画
 - * 都市農地を、「やすらぎを創出する」場として位置付けている。
 - * 「都市と農業の共生」の項目にて、都市農地保全の推進を掲げている。
 - * 農福連携の推進により、障害者の雇用促進のほか、農業労働力の確保を図ることとしている。
- ・ 北多摩市保健福祉総合計画、北多摩市ノーマライゼーションプラン（障害者計画）ともに、令和5年6月の改定に向けた作業中であるが、現在の案では、障害者等の就労や活動の場として、農福連携の取組の推進や、市による農福連携事業の検討を含めている。
- ・ 農業、福祉、労働の各部署の連携による、障害者の就農促進に係るプロジェクトチームを本年度に発足し、具体的な農福連携及び就農の方法等について検討を行う予定である。
- ・ 北多摩市地域防災計画（令和2年9月改定）
公園や農地等のオープンスペースについて、火災時の延焼防止や震災時の一時避難場所等、防災上重要な機能を担うものとして、保全に努めることとしている。

4 買取予定の生産緑地等に関する事業の内容

(1) 事業概要

① 生産緑地等の買取り

買取り予定の生産緑地は、指定後30年経過を事由として、令和5年3月〇日付けて買取り申出があった。あわせて、当該生産緑地に隣接する市街化区域内農地についても買取りの申出があった。所有者は、農地としての利用を望んでおり、農業者又は公的機関による農地としての買取りを希望している。このため、特定生産緑地に指定しない意向を固めた令和4年3月ごろから、所有者と市とで買取り申出時期等の調整を行ってきた。

当市は、買取り申し出のあった生産緑地等^①を買い取り、農福連携のための福祉農園として整備する。対象の生産緑地周辺は住宅地であるが、近くに公園がなく、貴重なオープンスペースとなっており、防災の観点からも重要な場所である。次に記載する農福連携の取組を進めるため、当該生産緑地等^①を市で買い取る必要がある。

活用支援で申請する事業以外にも
農的利用を予定している場合には、
その内容についても記入してください。
(例：福祉農園と学童農園を併設する場合 など)

② 農的利用の内容

農福連携のための福祉農園としての整備を行う。

北多摩市では、障害者の就労の場の拡大や、農業の新たな担い手の創出として、令和3年3月改定の農業振興計画に農福連携の推進を盛り込み、農業及び障害者福祉の両方の施策面から、重要な取組としている。

開設を予定している農福連携農園は、バリアフリー対応の管理棟設置及び農園整備の工事については市で実施し、管理運営については、プロポーザル方式により、農福連携に関係する実績がある民間事業者・法人等との間で契約を締結する。

農園での農作業は、受託者と市内の障害者福祉施設等との間で請負契約を締結するなどにより行う。開設後は、市内の農業者や福祉作業所、特別支援学校等からの視察を積極的に受け入れ、農福連携の取組の拡大を目指す。

また、対象生産緑地等の所有者は、〇〇福祉作業所に長年野菜を提供するほか、通所者による除草作業や収穫、箱詰め等の援農ボランティアを受け入れたこともあり、農福連携について前向きな考えを持っている。農福連携農園では農作業指導支援のボランティア募集も行う予定であるが、そちらにも積極的に参加する意向を持っており、農園の運営に幅広く携わっていただくことが期待される。

③ 生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地が含まれる場合、その必要性

(※ 生産緑地のみを買い取る場合は記載不要)

説明の補足となる図や写真、各種資料等を別紙として付していただいても結構です。

買取予定の生産緑地の地番は北多摩市東町〇〇-1、当該生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地の地番は北多摩市東町〇△-1及び同〇△-2である。公図上では隣接する3つの土地であるが、添付の写真のとおり、これらはフェンスで囲まれたひとつの区画内にあり、ひとまとまりの農地として所有者が耕作を行ってきた。

所有者は高齢により営農を終えるため、生産緑地地区指定30年経過を機に、当該生産緑地及び市街化区域内農地を、農地として活用する第三者に売り渡すことを希望していた。当市では農福連携事業を行うための農地を探していたことから、所有者に打診し、農地として残るのであれば市で買い取ってもらいたいとの反応があったため、買い取る方向で協議を重ねてきた。

生産緑地のみを買取支援の対象とし市街化区域内農地を補助対象外とする場合には、市街化区域内農地をあわせた買取りは当市の予算上難しい。しかし、生産緑地部分のみでは、利用者用のトイレ等を設置した場合に耕作スペースが不足してしまう。また、当該エリア中、幅員が広く歩道が設けられた道路に接した部分が市街化区域内農地であり、生産緑地に面した道路は狭く歩道が設けられていない。このため、市街化区域内農地を当市で買い取らず他の農業者や事業者が買い取った場合には、市街化区域内農地側からの出入りが難しくなり、農福連携農園の利用者の移動時の安全性や利便性が著しく低下する。

以上のことから、当該市街化区域内農地をあわせた買取りが必要である。

既設物撤去費用は、補助対象経費に含まれません。
(交付要綱別表注記)

(2) 事業計画

① 全体計画（買取から農的利用の開始までの計画を記載）

実施時期 (予定)	実施予定内容	補助金 申請の有無
令和5年度	・ 対象生産緑地等の買取り	有 無
	・ 買い取った生産緑地等の設備等撤去工事	有 無
	・ 農園整備に係る設計、基礎調査等	有 無
令和6年度	・ 農福連携福祉農園整備・管理棟建設工事	有 無
	・ 農福連携事例視察 ・ サウンディング調査の実施 ・ 農園管理運営委託契約（プロポーザル方式） の検討者等へ	有 無
	・ プロポーザル方式により、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの管理運営に係る契約を締結。 ・ 受託者とは、別途、開設準備（令和7年1月から令和7年3月まで（予定））に係る契約を	有 無

活用支援の対象とならないものについても、
予定で結構ですので、
書ける範囲で記入してください。

	締結。	
令和7年度	・ 令和7年4月1日～ 農福連携農園開設（予定）	有・無

該当する方を○で囲んだり、
該当する方のみ残すなどして、
それぞれ補助対象事業かどうか
わかるようにしてください。

② 事業区分ごとの計画

ア 生産緑地等買取

(ア) 買取目標

令和5年3月〇日に取り出しがあった生産緑地2,250㎡及び当該生産緑地を
主たる箇所として一体的に農的に利用する市街化区域内農地宅地化農地1,100㎡
の買取

(イ) 事業実施期間

交付決定の日 から 令和7年3月10日 まで

(ウ) 買取計画

(面積：㎡、価格：千円)

買取時期 (予定)	土地の地番	面積	うち生産緑地	買取価格
			面積(割合)	
交付決定 の日～	北多摩市 東町〇〇-1	2,250	2,250 (67.2%)	671,000
令和5年	東町〇△-1	420		
5月◇日	東町〇△-2	680		
計		3,350	2,250 (67.2%)	671,000

※ 当市の財産価格審議会結果通知受領前のため、土地鑑定評価額による。

買取価格の決定後の申請では、買い取るまでのスケジュールに支障が出るような場合には、
財産価格審議会への諮問前に行う土地鑑定評価額や、生産緑地買取申出書の買取希望価格、
近隣の同種の土地の平米単価、路線価等から算出した額とし、その旨を補記するとともに、
算出根拠となる資料を添付資料に含めてください。

※ 買取価格が決まり次第、財団あてにご連絡ください。

※ 実際の買取価格が交付申請時の買取価格を上回った場合でも、実績報告に基づき
確定する額は、交付決定額が上限となります。

買取支援で買い取る生産緑地等に、区画を分けて学童農園と農福連携のための福祉農園とを整備するなど、活用支援の対象と対象外の事業を行うような場合は、活用支援対象外の農的な利用についてこちらに記入してください。
 （この記入例での農的な利用は、福祉農園の整備のためのため、(I)には記入していません）

【例：(I)の対象となるケース】

ア(I)で学童農園について記入し、イ(ア)～(イ)で福祉農園について記入します。

- (エ) 農的な利用の計画
 （※ 「買取生産緑地等の活用」の対象となるものを除く。）
- a 利用計画及び目標
 （※ 市民農園、体験農園等、どのように農的な利用を行うかを記載する）
- b 整備期間
 年度 から 年度 まで

イ 買取生産緑地等の活用

- (ア) 活用目標
 農福連携のための福祉農園として整備し、市内福祉作業所等が農作業を請け負うことにより、就労・活動の場として、また、その後の就農を見込んだ育成の場として活用する。

- (イ) 事業実施期間
 着工（予定）：令和 5年 5月 1日
 完了（予定）：令和 7年 1月 31日

「① 全体計画」とは異なり、こちらには、活用支援で申請する整備内容のみを記入します。

(ウ) 活用計画

年月	整備内容	設置場所	管理者	備考
令和5年 5月～12月 (予定)	既設物撤去 実施設計 地盤調査及び測量 調査	東京都北多摩市 東町〇〇-1、〇 △-1、〇△-2	北多摩市	撤去は申請対象外
令和6年 4月～令和7年1月	農福連携福祉農園 整備・管理棟建設工事	東京都北多摩市 東町〇〇-1、〇 △-1、〇△-2	北多摩市	令和7年4月1日開設予定。運営管理は委託により行う。

(エ) 整備後の利用計画（月別）

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

5 事業費

(費用単位：千円)

事業内容	事業量	総事業費	補助対象 経 費	補助金			備考
				財団 補助金	区市費	その 他	
生産緑地 等買取※	m ² 3,350 (2,250 67.2%)	671,000	671,000	335,500	335,500	0	
買取生産 緑地等の 活用	農福連携 のための 福祉農園 の整備	55,000	55,000	44,000	11,000	0	
計		726,000	726,000	379,500	346,500	0	

※ 生産緑地等買取について、生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取る場合には、生産緑地分の面積を下段にかっこ書きすること。

5 添付書類

- (1) 生産緑地等買取及び買取生産緑地等の活用の対象箇所を記載した地図（A4又はA3で1枚程度）
- (2) 生産緑地と市街化区域内農地との区分けが分かる地図（生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取る場合。A4又はA3で1枚程度）
- (3) 事業対象地の登記事項証明書（土地）及び地図の証明書（公図）
- (4) 事業対象地の写真
- (5) 施設等の管理運営規約
- (6) 生産緑地法第10条第1項又は第2項の規定に基づく買取り申出書の写し
- (7) 本件対象生産緑地等に係る区市財産価格審議会審議結果通知の写し
- (8) 本件対象生産緑地地区を含む都市計画図（最新のもの）
- (9) その他関係書類

交付申請時点で提出できない書類がある場合には、その旨をお伝えください。
また、用意でき次第、財団へ提出してください。

[△記入例一覧に戻る](#)

[△目次に戻る](#)

[記入例：変更承認申請書（交付要綱別記様式第3号）]

別記様式第3号（第7関係）

5〇〇〇〇第〇〇号

令和5年9月〇〇日

以下の設定の記入例です。

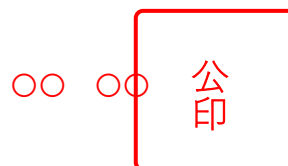
区市でご作成の際は、実情に応じた日付・年度にしてください。

- ・ 申請区分：買取支援及び活用支援（農福連携福祉農園）
- ・ 買取り申出：令和4年12月
- ・ 土地開発公社による先行取得：なし（市による直接の買取り）
- ・ 変更点：整備内容の追加

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長



令和4年度公益財団法人東京都農林水産振興財団
生産緑地買取・活用支援事業費補助金に係る変更承認申請書

令和5年〇月〇日付4農振財農第〇〇号で補助金交付決定通知のあった標記の補助事業を下記のとおり変更したいので、公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付要綱第7第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

区分「買取生産緑地等の活用」において、〇〇の整備が追加で必要となり、整備内容に変更が生じたため。

2 変更の内容

別記様式第1号（交付申請）の記書き（2ページ目以降）を抽出して貼り付けても、別紙として付しても結構です。

（別記様式第1号の記書きに準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。なお、4の収支予算書については、（注）に従って作成する。）

別紙のとおり。

○ 添付資料

- ・ 生産緑地買取・活用支援事業実施計画書（実施要領別記様式1）
（変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）
- ・ 参考資料

変更内容が具体的にわかるように、仕様書や見積書、実施設計書等を付していただくこともあります。

[△記入例一覧に戻る](#)

[△目次に戻る](#)

2 事業計画

事業内容	事業量	総事業費	補助対象経費 (A+B+C)	経費内訳			備考
				財団 補助金(A)	区市費 (B)	その他 (C)	
生産緑地 等買取 ^注	m ² 3,350 (2,250 67.2%)	円 671,000,000	円 671,000,000	円 335,500,000	円 335,500,000	円 0	
小 計		671,000,000	671,000,000	335,500,000	335,500,000	0	
買取生産 緑地等の 活用	農福連携 のための 福祉農園 の整備	(55,000,000) 57,015,915	(55,000,000) 57,015,915	44,000,000	(11,000,000) 13,015,915	0	
小 計		(55,000,000) 57,015,915	(55,000,000) 57,015,915	44,000,000	(11,000,000) 13,015,915	0	
合 計		(725,000,000) 728,015,915	(725,000,000) 728,015,915	379,500,000	(346,500,000) 348,515,915	0	

【補助金額について】

- ・ 交付申請書同様、千円未満の端数がある場合は端数を切り捨ててください。
- ・ 変更後の事業費の額が、交付申請時の額を上回った場合でも、補助金の額は交付決定額が上限となります。

(注) 生産緑地を主たる箇所として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取る場合には、生産緑地分の面積及び割合（%）を下段にかっこ書きすること。

交付要綱別表注釈のとおり、区分間相互の流用はできません。
この記入例では変更が生じてはませんが、もし、「生産緑地等買取」の買取実績額が交付決定額より下がった場合でも、差額を「買取生産緑地等の活用」に充当することはできません（逆も同じ。）。
ご注意ください。

3 補助金交付申請額 金 379,500,000 円

[記入例：変更承認申請書（交付要綱別記様式第3号）]

4 収支予算書

(1) 収入の部

区分	予算額	変更後予算額	比較増減額		備考
			増	減	
財団補助金	円 379,500,000	円 379,500,000	円	円	
区市費	346,500,000	348,515,915	2,015,915		
その他	0	0			
計	726,000,000	728,015,915	2,015,915		

(注) にあるとおり、変更申請時には「変更後予算額」「比較増減額」に記入します。

(2) 支出の部

区分	予算額 ^注	変更後予算額 ^注	比較増減額		備考
			増	減	
生産緑地等買取	円 671,000,000	円 671,000,000	円	円	
買取生産緑地等の活用	55,000,000	57,015,915	2,015,915		
計	726,000,000	728,015,915	2,015,915		

(注) 交付申請時には「予算額」に記載し、変更承認申請時には「変更後予算額」欄及び「比較増減額」欄に記載すること。

別記様式1（第4関係）

以下の設定の記入例です。

区市でご作成の際は、実情に応じた日付・年度にしてください。

- ・ 申請区分：買取支援及び活用支援（農福連携福祉農園）
- ・ 買取り申出：令和5年3月
- ・ 土地開発公社による先行取得：なし（市による直接の買取り）
- ・ 変更点：整備内容の追加

生産緑地買取・活用支援事業実施計画書

策定年度 令和3年度

区市名 北多摩市

地域等名 東町三丁目南

(令和5年 4月)

令和6年 4月

※ 地域等名は、1で記載する「地域等の名称」を記入してください。

1 事業を実施する地域等（買取予定の生産緑地及び当該生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地（以下「生産緑地等」という。）を含む。）の概況

地域等の名称 (町名等)	東町三丁目南	位置 (地番等)	東京都北多摩市東町3丁目南部（東京都〇〇事務所東側） (代表地番：北多摩市東町〇〇)
-----------------	--------	-------------	---

地域等の面積	約10,685㎡	農地面積 (うち生産緑地面積)	約3,350㎡ (約2,250㎡)
--------	----------	--------------------	-------------------

地域等の概要	<p>・ 北多摩駅南口から徒歩〇分程度、東京都〇〇事務所〇〇事務所の南側、対象生産緑地の南西には〇〇福祉作業所（就労継続B型、就労移行）があり、併設のカフェで提供するパンや菓</p>
--------	---

交付申請時から変更のない部分について、記入例では省略しています。

イ 買取生産緑地等の活用

(ア) 活用目標

農福連携のための福祉農園として整備し、市内福祉作業所等が農作業を受託することにより、就労・活動の場として、また、その後の就農を見込んだ育成の場として活用する。

(イ) 事業実施期間

着工（予定）：令和 5年 4月 1日

完了（予定）：令和 7年 3月 31日

(ロ) 活用計画

年月	整備内容	設置場所	管理者	備考
令和5年 (5月(予定)) 5月～7月	実施設計	東京都北多摩市 東町◇◇	北多摩市	
(8月(予定)) 7月～9月	地盤調査及び測量調査	東京都北多摩市 東町◇◇	北多摩市	
令和6年				令和7年

[記入例：実施計画書（実施要領別記様式1） ※変更承認申請時]

4月～12月	農福連携福祉農園整備・管理棟建設工事	東京都北多摩市東町◇◇	北多摩市	4月1日開設予定。運営管理は委託により行う。
--------	--------------------	-------------	------	------------------------

この記入例では、「農福連携福祉農園整備・管理棟建設工事」の内容に変更（追加）が生じています。

新たな調査や工事が必要となった場合には、行を追加するなどして記入してください。

(エ) 整備後の利用計画（月別）

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 通年で利用（農福連携農園） </div>											

5 事業費

(費用単位：千円)

事業内容	事業量	総事業費	補助対象経費	補助金			備考
				財団補助金	区市費	その他	
生産緑地等買取※	m ² 3,350 (2,250 67.2%)	671,000	671,000	335,500	335,500	0	
買取生産緑地の活用	農福連携のための福祉農園の整備	(55,000) 57,016	(55,000) 57,016	44,000	(11,000) 13,016	0	
計		(726,000) 728,016	(726,000) 728,016	379,500	(346,500) 348,516	0	

※ 生産緑地等買取について、生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取る場合には、生産緑地分の面積を下段にかっこ書きすること。

提出済みで、変更のないものについては、
再添付は不要です。

5 添付書類

- (1) 生産緑地等買取及び買取生産緑地等の活用の対象箇所を記載した地図（A 4 又はA 3で1枚程度）
- (2) 生産緑地と市街化区域内農地との区分けが分かる地図（生産緑地を主として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取る場合。A 4 又はA 3で1枚程度）
- (3) 事業対象地の登記事項証明書（土地）及び地図の証明書（公図）
- (4) 事業対象地の写真
- (5) 施設等の管理運営規約
- (6) 生産緑地法第10条第1項又は第2項の規定に基づく買取り申出書の写し
- (7) 本件対象生産緑地等に係る区市財産価格審議会審議結果通知の写し
- (8) 本件対象生産緑地地区を含む都市計画図（最新のもの）
- (9) その他関係書類

申請時点で準備中等、提出できない書類がある場合には、その旨をお伝えください。
また、用意でき次第、財団へ提出してください。

[記入例：遂行状況報告書（交付要綱別記様式第7号）]

別記様式第7号（第10関係）

p. 28の交付申請により令和5年度に交付決定を受け、
令和5年度の第1四半期の遂行状況を報告する場合の記入例です。

50000第00号
令和5年7月00日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 ○○ ○○ 殿

○○市長

報告年度ではなく、**交付申請年度**を記入してください。

○○ ○○

公印

令和5年度公益財団法人東京都農林水産振興財団
生産緑地買取・活用支援事業遂行状況報告書

令和5年5月○日付X農振財農第○○号で交付決定の通知があった標記事業について、公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付要綱第10第1項の規定により、令和5年6月末現在（第1四半期）の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 実施状況

事業区分	交付決定時		令和5年 6月末現在			備考
	事業量	事業費	事業量	事業費	進捗率	
生産緑地等 買取 ^注	m ² 3,350	円 671,000,000	m ² 3,350	円 671,000,000	% 100	
買取生産緑 地等の活用	農福連携の ための福祉 農園の整備	55,000,000	農福連携の ための福祉 農園の整備	0	0	令和5年7月 中旬契約目途 で実施設計契 約準備中（履 行期限1月31 日）
計		726,000,000		671,000,000		

2 事業完了予定年月日

令和7年3月31日

[△記入例一覧に戻る](#)

[△目次に戻る](#)

[記入例：実績報告書（交付要綱別記様式第8号）]

別記様式第8号（第12関係）

p. 28の交付申請により令和5年度に交付決定を受け、
令和6年度に事業が完了した場合の記入例です。

完了日以降となるようにしてください。

60000第00号

令和7年3月00日

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長 ○○ ○○ 殿

報告年度ではなく、交付申請年度を記入してください。

○○市長

○○ ○○

公
印

→ 令和5年度公益財団法人東京都農林水産振興財団
生産緑地買取・活用支援事業実績報告書

令和5年5月○日付×農振財農第○○号の交付決定通知に基づき、標記事業を実施したので、公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付要綱第12第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

[記入例：実績報告書（交付要綱別記様式第8号）]

1 事業の成果

- ・ 令和5年3月口日に買取り申出のあった生産緑地等3,350㎡の買取りを行った。
- ・ 農福連携のための福祉農園としての整備を行い、令和7年1月31日に工事が完了した。

2 事業実績

事業内容	事業量	総事業費	補助対象経費 (A+B+C)	経費内訳			備考
				財団 補助金(A)	区市費 (B)	その他 (C)	
生産緑地 等買取 ^注	㎡ 3,350 (2,250 67.2%)	円 671,000,000	円 671,000,000	円 335,500,000	円 335,500,000	円 0	
小 計		671,000,000	671,000,000	335,500,000	335,500,000	0	
買取生産 緑地等の 活用	農福連携の ための福祉 農園の整備	57,288,715	57,288,715	44,000,000	13,288,715	0	
小 計		57,288,715	57,288,715	44,000,000	13,288,715	0	
合 計		728,288,715	728,288,715	379,500,000	348,788,715	0	

交付決定通知の額以内で、かつ、
補助対象経費実績額の5分の4以内 となります。

(注) 生産緑地を主たる箇所として一体的に農的に利用する市街化区域内農地を併せて買い取った場合には、生産緑地分の面積及び割合(%)を下段にかっこ書きすること。

変更承認申請書の記入例(p.40)でも記載しましたが、
交付要綱別表注釈のとおり、補助金の区分間相互の流用はできません。

この記入例では、交付決定額のうち買取支援の額=実際の買取額 ですが、
もし、実際の買取額が交付決定の額より下がった場合でも、
差額を活用支援に充当することはできません。
(逆も同じです)

ご注意ください。

[記入例：実績報告書（交付要綱別記様式第8号）]

3 収支精算書

(1) 収入の部

区分	予算額	精算額	比較増減額		備考
			増	減	
財団補助金	円 379,500,000	円 379,500,000	円	円	
区市費	346,500,000	348,788,715	2,288,715		
その他					
計	726,000,000	728,288,715	2,288,715		

2の(A)合計額と同じになります。

2の(B)合計額と同じになります。

(2) 支出の部

区分	予算額	精算額	比較増減額		備考
			増	減	
生産緑地等買取	円 671,000,000	円 671,000,000	円 0	円 0	
買取生産緑地等の活用	55,000,000	57,288,715	2,288,715		
計	726,000,000	728,288,715	2,288,715	0	

4 事業完了年月日

令和7年2月〇〇日

事業完了年月日は、以下の日となります。
完了し次第、お早めのご報告をお願いします。

本事業が令和6年度まで（令和7年3月31日まで）のため、
令和6年度に事業完了予定の場合は特に留意ください。

- ・ 買取支援の完了日
所有権移転登記完了日 又は 支出執行日 のうち、遅い方の日
- ・ 活用支援の完了日
交付決定対象事業（整備工事等）に係る支払がすべて完了した日

5 添付書類

整備内容の詳細に係る書類（契約書（写）、出来高設計書（写）、領収書（写）、現地写真、施設写真、施設管理運営規約、協定書（写） など）

別記様式第13号（第22関係）

財産管理台帳

令和5年度に買取支援・活用支援の交付決定を受け、東京フューチャアグリシステム®を設置し令和6年度に事業が完了した場合の記入例です。
(対応する交付申請書・実施計画書の記入例はありません)

区市名 南多摩市

事業実施年度	令和5年度 ～令和6年度		事業実施者			南多摩市				事業名		生産緑地買取・活用支援事業				
事業区分	事業内容	工種・構造施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	経費の配分					処分制限期間			処分の状況		摘要	
					総事業費	補助対象経費	負担区分			竣工年月日	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
							都補助金	区市費	その他							
生産緑地等の買取	買取り申出された生産緑地等の買取	土地	東京都南多摩市緑町〇〇	1,260㎡	436,590,000	436,590,000	218,295,000	218,295,000	0	R5.6.◆	-					
買取生産緑地等の活用	高収益型農業を目指す農家の育成施設	東京フューチャアグリシステム	東京都南多摩市緑町〇〇	2式	56,886,000	56,886,000	45,508,000	11,378,000	0	R6.12.◇						
	内訳	500㎡普及型ハウス		2棟	17,764,140	17,764,140	14,211,000	3,553,140	0	R6.12.◇	14	R20.12.▽				
		ハウス付帯設備		2式	39,121,860	39,121,860	31,297,000	7,824,860	0	R6.12.◇	7	R13.12.▽				
合計					493,476,000	493,476,000	263,803,000	229,673,000								

買取支援の場合は、所有権移転の日を記入してください。

買取支援の場合は、土地のため、耐用年数・処分制限期間はありません。

注) 4のとおり、「経費の配分」欄は実績報告書と一致させてください。

- 注) 1 処分制限年月日欄には、減価償却資産の耐用年数表に基づき、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。
 3 適要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 経費の配分の合計欄は、別紙様式第8号 実績報告書 2 事業実績 の合計と一致させること。

[記入例：補助金交付請求書（交付要綱別記様式第12号）]

別記様式第12号（第15関係）

p. 47の実績報告提出後、令和7年3月上旬に額の確定通知を受け、これに基づいて交付請求を行う場合の記入例です。

財団から区市あてに発出する
額の確定の通知日以降の日付に
してください。

60000第00号
令和7年3月00日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 ○○ ○○ 殿

○○市長
○○ ○○ 公印

交付申請の年度を記入してください。

令和5年度公益財団法人東京都農林水産振興財団
生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付請求書

令和7年3月□日付6農振財農第○○号により交付額確定通知のあった標記補助金について、公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業費補助金交付要綱第15の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 379,500,000円

実績報告及び完了検査後に
財団から送付する交付額確定通知に記載された
確定額を記入してください。

2 内訳

事業区分	補助金額	備考
生産緑地等買取	335,500,000円	
買取生産緑地等の活用	44,000,000円	
計	379,500,000円	

[記入例：支払金口座情報登録依頼書（財団様式）]

支 払 金 口 座 情 報 登 録 依 頼 書

令和 7 年 3 月 〇 日

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 理事長 殿

(依頼人)

住所 〒XXX-XXXX
東京都北多摩市〇〇町X丁目X番X号

氏名 北多摩市長 〇〇 〇〇 **公印** 印 ※1

法人の場合は法人名
及び代表者職・氏名

※2 電話番号 0 4 2 X X X X X X X X

左詰め、ハイフンなしで記入してください。

支払金については、下記の預金口座に振り込んでください。

交付申請・実績報告・請求と
同一の印としてください。

(みずほ銀行に口座をお持ちの場合は、優先してご記入をお願い致します)

金融機関名 みずほ銀行

本・支店名 北多摩支店

預金種別 **普通** ・ 当座 ・ その他 ()

口座番号 XXXXXXXX

口座名義人(カタカナ) キ タ タ マ シ カ イ ケ イ カ ン リ シ ヤ

※30文字まで

(上段より左詰め)濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

お願い

※1 押印に使用する印鑑は、契約書等の印鑑と同一のものを使用してください。

※2 登録に使用する電話番号は、今後管理番号として使用します。

請求書に電話番号を記載されている方は、請求書と同一の電話番号を記載してください。

平成31年度以降、財団あてにこの依頼書を提出されている場合には、ご提出は不要です。
その場合には、交付請求書の補助事業者名下部に、登録の電話番号を記入してください。

[△記入例一覧に戻る](#)

[△目次に戻る](#)

[記入例：実績報告書（実施要領別記様式2）]

別記様式2（第7関係）

p. 29の交付申請に基づき交付決定を受けた事業を行い、
事業完了の令和7年2月以降、毎年5月末までに提出する
実績報告の記入例です。

80000第00号

令和8年5月00日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 〇〇 〇〇 殿

毎年5月末までに提出してください。
（実施要領第7第1項）

〇〇市長

〇〇 〇〇

公印

公益財団法人東京都農林水産振興財団
生産緑地買取・活用支援事業実績報告書

令和5年度から令和6年度までに実施した生産緑地買取・活用支援事業の実績について、公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業実施要領第7の規定に基づき、下記のとおり報告します。

補助事業実施年度を記入してください。

※ この事業実績報告書の報告対象年度ではありません。

1 生産緑地の保全に対する成果

令和5年3月〇日に取りの申出のあった、東京都北多摩市東町〇〇の生産緑地については、本事業を利用し買い取ったことによって、0.3ヘクタール強の農地（うち、生産緑地0.2ヘクタール強）の減少を防ぐことができた。

また、農福連携については、市民や市議会からの注目度合いも高くなっており、本事業により農福連携のための福祉農園を整備し運営したことで、農地の保全及び活用の方法として高い評価を得ている。

2 事業実績

(1) 全体実績（買取から、実施済みの農的な利用に係る事業までを記載）

実施時期	実施内容
令和5年 5月	・ 対象の生産緑地等の買取
令和5年 6月～ 令和6年 1月	・ 既設物撤去 ・ 農福連携農園 実施設計
令和6年 4月～12月	・ 農福連携福祉農園整備・管理棟建設工事
令和6年 9月～	・ 農福連携農園運営委託 サウンディング調査
令和6年 12月	・ 農福連携農園運営委託 プロポーザル契約締結
令和7年 1月～	・ 農福連携農園 開園準備
令和7年 4月	・ 農福連携農園 開園（開園式4月8日）

(2) 事業区分ごとの実績

① 生産緑地等買取

ア 買取成果

令和5年3月〇日に取り申出のあった生産緑地等3,350㎡の買取を行った。

[記入例：実績報告書（実施要領別記様式2）]

イ 買取実績

（面積：㎡、価格：千円）

買取時期	土地の地番	面積	うち生産緑地 面積（割合）	買取価格
令和5年 5月〇日	東京都北多摩市 東町◇◇	3,350	2,250（67.2%）	670,000
計		3,350	（ % ）	670,000

ウ 農的な利用の成果及び実績

（※ 「買取生産緑地等の活用」の対象となるものを除く。）

(ア) 農的な利用の成果

(イ) 農的な利用の実績（月別）

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

買取支援のみ行った場合には、こちらに必ず記入してください。
 買取支援及び活用支援を行った場合、「(2) 買取生産緑地の活用」で記入する
 内容については、こちらには記入不要です。
 （この記入例では、(2)で記入する事業のみのため、こちらは空欄です）

② 買取生産緑地等の活用

ア 活用成果

上記で買い取った生産緑地に、農福連携のための福祉農園を整備し、令和7年4月1日から運営を開始した（開園式は令和7年4月8日）。

管理運営については、農福連携事業について実績のある◇◇株式会社に委託している。生産した農産物を、株式会社□□が市内にて運営している農産物直売所「□□□」で販売するというこで、市内福祉作業所に希望を募り、〇〇福祉作業所及び◆◆福祉作業所と請負契約を締結した。農作業に当たっては、◇◇株式会社の社員や両福祉作業所の職員、土地の元所有者の指導のもと、両福祉作業所の利用者が〇〇〇や◇◇◇を生産している。また、市報やホームページで農作業サポートのボランティアを募集している。

「□□□」での売れ行きや購入者からの感想については、随時、◇◇株式会社を通じて〇〇福祉作業所及び◆◆福祉作業所にフィードバックをしている。おおむ

[記入例：実績報告書（実施要領別記様式2）]

ね良い感想をいただけており、また、物によってはすぐに売り切れることもあるとのことで、両作業所の利用者の自信や意欲に繋がっているとのことである。

また、規格外品を中心に〇〇福祉作業所併設のカフェ・ベーカリーに卸しており、新鮮な野菜を使用したメニューが好評である。


令和7年度については、都内区市やJAのほか、市内他の福祉作業所、社会福祉協議会、市議会議員、本市福祉所管部署等による視察を受け入れた。

◇◇株式会社や「□□□」のSNSで随時発信をしているほか、ローカル情報サイトやフリーペーパーによる取材・掲載がされた。

イ 活用実績

年月	整備内容	設置場所	管理者	備考
令和7年 4月	農福連携福祉農園 「☆☆☆」開設	東京都北多摩市 東町◇◇	北多摩市 (委託先:株式会社◇◇)	開園式: 4 月8日

ウ 整備後の利用実績（月別）

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 農作業及び直売所での販売（通年） </div>											

添付資料 利用実績の根拠となる資料等

区市の広報紙やプレス資料、
区市や運営主体のウェブサイト・SNS等の
プリントアウトなどを
ご活用ください。

【お問い合わせ・申請書等の提出先】

公益財団法人東京都農林水産振興財団
農業支援課 経営安定支援係

〒190-0013

東京都立川市富士見町3-8-1

電話：042-528-1357

URL：<https://www.tokyo-aff.or.jp/site/business/33149.html>